

介護サービス事業者 自主点検表

令和7年6月版

福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与

事業所番号	
施設の名称	
事業所（施設）所在地	〒
電話番号	
法人の名称	
法人代表者（理事長）名	
管理者（施設長）名	
記入者職・氏名	
記入年月日	
運営指導日	

川口市 福祉部 福祉監査課

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準等が守られているか常に確認する必要があります。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、関係する法令、条例及び通知等を基に自主点検表を作成しましたので、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上を図るためにご活用ください。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的の実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 記入に当たっては、管理者が中心となり、直接担当する職員及び関係する職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (4) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「該当なし」又は「事例なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）
- (5) この自主点検表は福祉用具貸与の運営基準等を基調に作成されていますが、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防福祉用具貸与についても指定福祉用具貸与の運営基準等に準じて（福祉用具貸与を介護予防福祉用具貸与に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲われ、**網掛けされている部分**については指定介護予防福祉用具貸与事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防福祉用具貸与事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください（指定介護予防福祉用具貸与の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（４）に従って記入してください。）。

3 根拠法令

「条例」	川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年川口市条例第79号）
「予防条例」	川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年川口市条例第84号）
「法」	介護保険法（平成9年法律第123号）
「施行令」	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
「施行規則」	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
「平11老企25」	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平12厚告19」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
「平12老企34」	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平12老企36」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平11厚告93」	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第93号）
「平18厚労告127」	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
「平18老振-0331011号」	福祉用具専門相談員について（平成18年3月31日老振発0331011号老健局振興課長通知）
「平18-0317001号」	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）
「平21老振-0410001号」	「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について（平成21年4月10日老振発第0410001号老健局振興課長通知）
「平24厚労告120」	厚生労働大臣が定める地域（平成24年3月13日厚生労働省告示第120号）
「平26老発1212第1号」	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（平成26年12月12日老発1212第1号老健局長通知）
「平21厚労告83」	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）
「平27厚労告95」	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
「平27厚労告96」	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
「平27老振発第0327第3号」	複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（平成27年3月27日老振発第0327号厚生労働省老健局振興課長通知）
「高齢者虐待防止法」	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）

介護サービス事業者 自主点検表

目 次

第1	一般原則	．．．．．	1
第2	基本方針	．．．．．	1
第3	人員に関する基準	．．．．．	3
第4	設備に関する基準	．．．．．	6
第5	運営に関する基準	．．．．．	6
第6	変更の届出等	．．．．．	3 6
第7	介護給付費の算定及び取扱い	．．．．．	3 6
第8	その他	．．．．．	4 2

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠	
第1 一般原則			
	(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第3条第1項
	(2) 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第3条第2項
	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第3条第3項
	(4) 指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第3条第4項
	※ 指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。		平11老企25第3の1の3(1)
	(5) サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第3条第5項
第2 基本方針			
1 福祉用具貸与事業の基本方針	福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第231条
2 介護予防福祉用具貸与事業の基本方針	介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっていますか。	☐ いる ☐ いない	予 防 条 例 第203条
	※ 介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日 厚生労働省告示第93号)及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日 老企第34号)において定められた種目となります。		法第8条第12項 平11厚告93 平12老企第34
	(1) 車いす		

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。 (2) 車いす付属品 クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。 (3) 特殊寝台 サイドレールが取り付けがある又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの - 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 - 二 床板の高さが無段階に調整できる機能 (4) 特殊寝台付属品 マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。 (5) 床ずれ防止用具 次のいずれかに該当するものに限る。 - 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット - 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット (6) 体位変換器 空気パット等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。 (7) 手すり 取付けに際し工事を伴わないものに限る。 (8) スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。 (9) 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 - 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの - 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの ※ なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含みます。 (10) 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。 (11) 認知症老人徘徊感知機器	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの (12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。） (13) 自動排泄処理装置 尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）を除く。） ※ 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。 (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。 ただし、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区別できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とします。	
第3 人員に関する基準		
	※ 「常勤」（用語の定義） 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。 ※ 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的	平11老企25第2の2(3) 平11老企25第2の2(3)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる福祉用具貸与事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、福祉用具貸与事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。 ※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義） 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 ※ 「常勤換算方法」（用語の定義） 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が福祉用具貸与と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が福祉用具専門相談員と訪問介護員を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定	平 11 老企 25 第 2 の 2(4) 平 11 老企 25 第 2 の 2(1)

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことが可能です。		
1 福祉用具専門相談員	事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で 2 以上配置されていますか。 ※ 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。 ア 保健師 イ 看護師 ウ 准看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 社会福祉士 キ 介護福祉士 ク 義肢装具士 ケ 福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者 ※ 福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で 2 人以上とされていますが、当該福祉用具貸与事業者が、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で 2 以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。したがって、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の 4 つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で 2 人でもって足りるものです。	☐ いる ☐ いない	条例第 232 条 施行令第 4 条第 1 項 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 1(1) 平 26 老発 1212 第 1 号 平 18 老振 0331011 第 1 施行規則 第 22 条の 31 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 1(1)③
2 介護予防福祉用具貸与事業の福祉用具専門相談員	介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		予 防 条 例 第 204 条
3 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の福祉用具専門相談員として職務に従事する場合	☐ いる ☐ いない	条例 233 条

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根 拠
	イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 1(3))
第 4 設備に関する基準			
1 設備及び備品等	(1) 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。	☐ いる ☐ いない	条例 234 条
	※ 必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとしてください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 2(1)
	※ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であつて、福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 2(2)
	※ ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために、必要な設備又は器材を有しないことができます。		平 11 厚令 37 第 196 条
	(2) (1)の設備及び器材等の基準は、次のとおりとなっていますか。 ア 福祉用具の保管のために必要な設備 ① 清潔であること。 ② 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 イ 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 ※ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものです。	☐ いる ☐ いない	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 2(3)
2 介護予防福祉用具貸与事業の設備基準	福祉用具貸与事業者が介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業と福祉用具貸与事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福祉用具貸与事業における設備及び備品等の基準(上記①及び②)を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		
第 5 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフ	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用(第 8 条)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	レット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 福祉用具専門相談員の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等 ※ 同意は、利用者及び福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものです。 ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。	準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(2)) 平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19) ①
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	☐いない ☐いる 条例第 245 条 準用(第 9 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(3))
3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。	☐いる ☐いない 条例第 245 条 準用(第 10 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(4))
4 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。 (2) 被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。	☐いる ☐いない 条例第 245 条 準用(第 11 条) ☐いる ☐いない 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(5))
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 (2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期	☐いる ☐いない 条例第 245 条 準用(第 12 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(6)) ☐いる ☐いない

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	間が終了する 30 日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。		
6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用(第 13 条)
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 (2) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用(第 14 条)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない	
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用(第 16 条)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用(第 17 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(8))
11 身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 当該証書等は、当該事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用(第 18 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(9))

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていませんか。 ※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。 ※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別料金設定をして差し支えありません。 ア 利用者に、当該事業が福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ 会計が福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。	☐ いない ☐ いる 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(11)②)
	(3) 上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ア 通常の事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	☐ いる ☐ いない 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(1)②③
	(4) 上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない 平 11 厚令 37 第 197 条第 4 項
	(5) あらかじめ定めた期日までに、利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により福祉用具貸与の提供を中止することができますが、その手続き等について適切に取り扱っていますか。	☐ いる ☐ いない 平 11 厚令 37 第 197 条第 5 項
14 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	☐ いる ☐ いない 条例第 245 条 準用(第 21 条)
15 福祉用具貸与の基本取扱方針	(1) 福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第 236 条 第 1 項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	(2) 事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 236 条 第 2 項
	(3) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 236 条 第 3 項
16 福祉用具貸与の具体的な取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか（全国平均貸与価格は平成 30 年 10 月から適用）。	☐ いる ☐ いない	条例第 237 条 第 1 号
	(2) 福祉用具であって法第 8 条第 13 項に規定する特定福祉用具に該当するもの（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（同条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 237 条 第 2 号
	※ 対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければなりません。 また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとします。 なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)②
	(3) サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 237 条 第 3 号
	(4) サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 237 条 第 4 号

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	※ 電動車いす、移動用リフト、体位変換器等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。 また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)③
	※ 特に、階段用移動リフトについては、福祉専門相談員が製造業者等が実施している講習を受け、当該講習を修了した旨の証明を受けること、利用者家族等による適切な使用のため、十分な説明をするとともに、実際に使用させながら指導を行うこと等、責任をもってサービス提供を行ってください。		平 21 老振 0410001 第 1-2
	※ 「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものです。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)③
	(5) サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	☐いる ☐いない	条例第 237 条 第 4 号
	※ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっては、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)①
	※ 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)④
	(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐いる ☐いない ☐該当なし	条例第 237 条 第 6 号
	(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	☐いる ☐いない ☐該当なし	条例第 237 条 第 7 号
	※ (6)及び(7)は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 なお、当該記録は、5 年間保存しなければなりません。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)⑤
	(8) 居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必	☐いる ☐いない	条例第 237 条 第 8 号

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じていますか。		
	※ 福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)⑥
	(9) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 237 条 第 9 号
	※ 福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)⑦
17 福祉用具貸与計画の作成	(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この項目において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 238 条 第 1 項
	※ 上記の場合において、特定福祉用具販売の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)⑧イ
	※ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、モニタリングを行う時期等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)⑧ロ
	(2) 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 238 条 第 2 項
	※ 福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものか確認し、必要に応じて変更してください。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)⑧ハ
	(3) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 238 条 第 3 項
	(4) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 238 条 第 4 項
	※ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)⑧ニ

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。 なお、福祉用具貸与計画は、5年間保存しなければなりません。	
	(5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。この場合において、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っていますか。	☐いる ☐いない 条例第 238 条 第 5 項
	(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告していますか。	☐いる ☐いない 条例第 238 条 第 6 項
	(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	☐いる ☐いない 条例第 238 条 第 7 項
	※ (5)から(7)までは、福祉用具専門相談員に対して、福祉用具貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、居宅サービスの提供状況等について記録し、その記録を居宅介護支援事業者に報告することを義務づけるものです。当該報告は、居宅介護支援事業者において、福祉用具貸与が居宅介護サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体の状態等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものです。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該居宅介護支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行ってください。 また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行う。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられます。なお、やむを得ない事情により利用開始時から6月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施してください。	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(3)⑧ホ
	(8) 福祉用具専門相談員は、上記(1)から(4)までの規定について、福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。	☐いる ☐いない 条例第 238 条 第 8 項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方 同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合です。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定します。 2. 減額対象の福祉用具の範囲 指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具が対象です。例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額対象として設定できます。 ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器 3. 減額する際の利用料の設定方法 すでに届け出ている福祉用具の利用料(単品利用料)に加えて、減額の対象とする利用料(減額利用料)を設定します。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。 本取扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要があります。 特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認められません。利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定します。 4. 減額の規定の整備 運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要があります。 5. 減額利用料の算定等 月の途中において、本取扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A(vol.2)」(平成15年6月30日事務連絡)で示している「途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取扱いに準じます。 6. 利用者への説明 本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得てください。 7. 居宅介護支援事業所等への連絡 指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において、区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度関係事業所が必要な情報を共有してください。 8. その他留意事項	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定してください。 ※ オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※ カの虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容です。 ※ キの「その他運営に関する重要事項」には、標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。		準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19)④） 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(19)⑤ 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(4)②
21 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成してください。 ※ 事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用（第 107 条） 準用（平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(5)）
	(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。（ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。） ※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 ※ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきですが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものです。 なお、保管又は消毒を第三者に委託等をする場合は、居宅基準第 203 条第 3 項の規定に留意してください。	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用（第 107 条第 1 項・第 2 項）
	(3) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用（第 107 条第 4 項） 準用（平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(5)④）

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)		
22 業務継続計画の策定等	(1) 感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第245条 準用（第31条の2）

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいとされています。 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携		準用（平11老企25第3の2の3(7)①、②）
	(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいとされています。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発	☐ いる ☐ いない	準用（平11老企25第3の2の3(7)③、④）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(3) 上記(2)の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において文書により取り決めていますか。 ※ 委託契約において明確にすべき内容は次のとおりです。 ア 当該委託等の範囲 イ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が、運営基準に従って適切に行われていることを当該福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 エ 当該事業者が、当該委託等業務に関し、受託者等に対し指示を行い得る旨 オ 当該事業者が、当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを当該事業者が確認する旨 カ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ※ 当該福祉用具貸与事業者は、ウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければなりません。 ※ エの指示は、文書により行わなければなりません。 ※ ウ及びオの確認の結果の記録を5年間保存しなければなりません。	条例第 242 条 第 3 項 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(7)② 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(7)③ 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(7)④ 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(7)⑤
	(4) 上記(3)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	条例第 242 条 第 4 項
	(5) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。	条例第 242 条 第 5 項
	(6) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができます）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っていますか。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③ 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。	条例第 242 条 第 6 項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとします。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいとされています。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定しています。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行ってください。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいとされ	平11老企25第3の11の3(7)⑥

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	ています。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施してください。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
26 掲示及び目録の備え付け	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この項目において「重要事項」という。）を掲示していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 243 条
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前号の規定による掲示に代えていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	☐ いる ☐ いない	
	(4) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	☐ いる ☐ いない	
27 秘密保持等	(1) 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用(第 34 条)
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。		
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	準用(平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(25)②)
	※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定めを置くなどの措置を講じてください。		
	(3) サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	☐ いる ☐ いない	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 (4) 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ※ 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ従業者及び委託先を監督すること エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より 本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本指針」（平成 16 年 4 月 2 日）閣議決定。以下「基本方針」という。）及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。	□いる □いない	準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(25)③) 個人情報の保護に関する法律(平 15 年法律第 57 号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平 29. 4. 14 厚労省)
28 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	□いない □いる	条例第 245 条 準用(第 35 条)
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	□いない □いる	条例第 245 条 準用(第 36 条)
30 苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じていますか。 ※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明	□いる □いない	条例第 245 条 準用(第 37 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(28)①)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	らかにする。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載する。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。	
	(2) 上記(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。	□いる □いない 準用(平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(28)②) 条例第 244 条
	(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない
	(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。	□いる □いない
	(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない
	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記(5)の改善の内容を報告していますか。	□いる □いない
31 地域との連携	(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。	□いる □いない 条例第 245 条 準用(第 38 条) 準用(平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(29))
	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。 ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点	□いる □いない

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。		
32 事故発生時の対応	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用(第 39 条)
	※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。		準用(平 11 老 企 25 第 3 の の 3(30))
	(2) 上記(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		
	※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5 年間保存しなければなりません。		
	(3) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、これにより損害があるときは、速やかにその損害を賠償していますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。		
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	
33 虐待の防止	(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 245 条 準用(第 39 条 の 2)
	※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 ・虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第 3 条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 (8) 準用(平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(31))

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいとされています。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。	
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができます）を定期的開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っていますか。 ※ 委員会は管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的な開催を必要とします。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいとされています。 ※ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限りません。個別の状況に応じて慎重に対応してください。 ※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討してください。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果について	□いる □いない 平11老企25第3の11の3(8) 準用(平11老企25第3の1の3(31)①)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	の評価に関すること	
	② 虐待の防止のための指針を整備していますか。 □いる □いない ※ 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 (8) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(31)②)
	③ 相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 □いる □いない ※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行ってください。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年 1 回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内の研修で差し支えありません。	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 (8) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(31)③)
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 □いる □いない ※ 虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 (8) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(31)④)
	(2) 事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 (高齢者虐待に該当する行為) ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 利用者にいせつな行為をすること又は利用者をして	□いる □いない 高齢者虐待防止法第 5 条 高齢者虐待防止法第 2 条

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	わいせつな行為をさせること。 オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。	
	(3) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待防止のための措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない 高齢者虐待防止法第 20 条
	(4) 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。	☐ いる ☐ いない 高齢者虐待防止法第 21 条
34 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 10 日 老計第 8 号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成 13 年 3 月 28 日 老振発第 18 号) ウ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成 24 年 3 月 29 日 老高発第 0329 第 1 号)	☐ いる ☐ いない 条例第 245 条 準用(第 40 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(32))
35 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐ いる ☐ いない 条例第 244 条 第 1 項
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存していますか。 ア 福祉用具貸与計画 イ 条例第 242 条第 4 項の規定による結果等の記録 ウ 条例第 237 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 条例第 245 条において準用する第 19 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 オ 条例第 245 条において準用する第 26 条の規定による市町村への通知に係る記録 カ 条例第 245 条において準用する第 37 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 キ 条例第 245 条において準用する第 39 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐ いる ☐ いない 条例第 244 条 第 2 項
	※ 「その完結の日」とは、(2)ア、イ及びオからキまでの記録については、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日、ウの記録については、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日を指します。	平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3(9)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠	
36 電磁的記録等	(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、次に掲げる書面に係る電磁的記録により行っていますか。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によります。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法により行います。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、被保険者証に関するもの及び下記 2 に規定するもの以外において電磁的記録により行うことができるとされているものは、上記①及び②に準じた方法により行います。 ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	☐いる ☐いない ☐該当なし	条例第 259 条
	(2) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、次に掲げる電磁的方法により行っていますか。 ① 電磁的方法による交付は、次の規定に準じた方法により行います。 ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(一)又は(二)に掲げるもの (一) 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (二) 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項規定の重要事項を、電気通信回線を通じ利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） イ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこ	☐いる ☐いない ☐該当なし	条例第 259 条 平 11 厚令 37 第 217 第 2 項 平 11 老企 25 第 5 の 2

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	とができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ※ 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければなりません。 ※ 「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 ウ 事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 (一) ①ア及びイの方法のうち事業者が使用するもの (二) ファイルへの記録の方式 エ 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 (なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。) ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。(なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。) ④ その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法により行います。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	
(予防) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
1 介護予防福祉用具貸与	(1) 介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	☐ いる ☐ いない 予 防 条 例 第 215 条

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
与の基本取扱方針	※ サービスの提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9(1)①
	(2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ いる ☐ いない 平 18 厚労令 35 第 277 条第 2 項
	(3) サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることを目的とするものであることを常に意識していますか。	☐ いる ☐ いない 平 18 厚労令 35 第 277 条第 3 項
	(4) 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。	☐ いる ☐ いない 平 18 厚労令 35 第 277 条第 4 項
	※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9(1)②
2 介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国比平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか（全国平均貸与価格は平成 30 年 10 月から適用）。	☐ いる ☐ いない 予 防 条 例 第 216 条第 1 号
	(2) サービスの提供にあたっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	☐ いる ☐ いない 予 防 条 例 第 216 条第 2 号
	(3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐ いる ☐ いない 予 防 条 例 第 216 条第 3 号
	(4) 福祉用具であって法第 8 条の 2 第 11 項に規定する特定介護予防福祉用具に該当するもの（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行っていますか。	☐ いる ☐ いない 予 防 条 例 第 216 条第 4 号

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	※ 対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかが利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければなりません。 また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援事業所の担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所の場合にあっては、介護支援専門員。以下3の(7)において同じ。）、介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとします。 なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。		平11老企25第4の3の9(2)②
	(5) サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	予防条例第216条第5号
	(6) サービスの提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	予防条例第216条第6号
	※ 「福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいいます。 また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。		平11老企25第4の3の9(2)③
	(7) サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	予防条例第216条第7号
	※ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっては、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。 特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。		平11老企25第4の3の9(2)④

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	い。		
	(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	予 防 条 例 第 216 条第 8 号
	(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	予 防 条 例 第 216 条第 9 号
	(10) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。	☐ いる ☐ いない	予 防 条 例 第 216 条第 10 号
	※ 利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9(2)⑤
3 介護予防福祉用具計画の作成	(1) 福祉用具専門相談員は、心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この項目において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成していますか。	☐ いる ☐ いない	予 防 条 例 第 217 条第 1 項
	※ 上記の場合において、特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成してください。		
	※ 介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、モニタリングを行う時期等を明らかにしてください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9(3)①
	(2) 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	☐ いる ☐ いない	予 防 条 例 第 217 条第 2 項
	※ 介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9(3)②
	(3) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	予 防 条 例 第 217 条第 3 項
	(4) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。	☐ いる ☐ いない	予 防 条 例 第 217 条第 4 項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	※ 介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。 なお、介護予防福祉用具貸与計画は、5年間保存しなければなりません。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9(3)③ 平 11 老企 25 第 4 の 11 の (3) ③
	(5) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行っていますか。この場合において、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っていますか。	☐いる ☐いない	予 防 条 例 第 217 条第 5 項
	(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。	☐いる ☐いない	予 防 条 例 第 217 条第 6 項
	(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	☐いる ☐いない	予 防 条 例 第 217 条第 7 項
	※ (5)から(7)までは、福祉用具専門相談員に対して、介護予防福祉用具貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、介護予防サービスの提供状況等について記録し、その記録を指定介護予防支援事業者に報告することを義務づけるものです。当該報告は、介護予防支援事業者において、介護予防福祉用具貸与が介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該介護予防福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体の状態等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものです。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。 また、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行ってください。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられます。なお、やむを得ない事情により利用開始時から 6 月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施してください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 9(3)④

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(8) 福祉用具専門相談員は、上記(1)から(4)までの規定について、介護予防福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。	☐ いる ☐ いない 予防条例第217条第8項
第6 変更の届出等		
	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。	☐ いる ☐ いない 法第75条第1項
	※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。 ア 事業所（施設）の名称 イ 事業所（施設）の所在地、電話番号、FAX番号 ウ 申請者の名称、主たる事務所（法人）の所在地、電話番号、FAX番号 エ 代表者（開設者）の氏名、職名及び住所 オ 事業所（施設）の建物の構造、専用区画等 カ 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所 キ 運営規程 ク 福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）	施行規則 131条 第1項第11号
	※ 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出てください。	法第75条第2項
第7 介護給付費の算定及び取扱い		
1 福祉用具貸与費の算定	(1) 福祉用具貸与を行った場合に、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該福祉用具算定と事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）で算定していますか。	☐ いる ☐ いない 平12厚告19別表11
	ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費を算定できません。	
	※ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。	
	※ 平30厚労告80（参考）全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先 《厚生労働省ホームページ》 （ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html ）	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
2 高齢者虐待防止措置未実施減算	※ 搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しません。	平 12 厚告 19 別表 11 の注 3
	(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、 高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし 平 12 厚告 19 別表 11 の注 1
	【福祉用具貸与費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準】 指定居宅サービス等基準第 205 条において準用する指定居宅サービス等基準第 37 条の 2 に規定する基準に適合していること。 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第 37 条の 2（指定居宅サービス等基準第 39 条の 3 において準用する場合を含む。）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。 ※ 経過措置として、令和 9 年 3 月 31 日までの間、当該減算は適用となりません。	平 27 厚労告 95 第 44 号の 4 平 12 老企 36 第 2 の 9(1) (第 2 の 2(10) 参照)
3 業務継続計画未策定減算	(3) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、 業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし 平 12 厚告 19 別表 11 の注 2
	【福祉用具貸与費における業務継続計画未策定減算の基準】 指定居宅サービス等基準第 205 条において準用する指定居宅サービス等基準第 30 条の 2 第 1 項に規定する基準に適合していること。	平 27 厚労告 95 第 44 号の 5
	※ 業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第 30 条の 2 第 1 項（指定居宅サービス等基準第 39 条の 3 において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。	平 12 老企 36 第 2 の 9(2) (第 2 の 2(11) 参照)
4 中山間地域等住居者加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて福祉用具貸与を行う場合は、当該福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の 3 分の 1 に相当する額を当該事業所の所在地に	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし 平 12 厚告 19 別表 11 の注 5

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとの当該福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として、所定単位数に加算していますか。 ※ 当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越える場合には、算定する交通費の支払を受けることはできません。		平 12 老企 36 第 2 の 9(3)⑤
5 要介護1の者等に係る福祉用具貸与費	(1) 要介護状態区分が要介護1である者に対して、使用が想定しにくい以下の福祉用具貸与の種目を貸与した場合、福祉用具貸与費を算定していませんか。 ※ 対象外種目 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）	☐ いない ☐ いる ☐ 該当なし	平 12 厚告 19 別表第 11 の注 6 平 12 老企 36 第 2 の 9(4)①
	(2) 要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る福祉用具貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していませんか。 ※ ただし、厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第 31 号のイ）で定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。 ア 原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。 イ ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が判断することとなる。 なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。 ウ 上記アにかかわらず、次の i) ～ iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。 この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担	☐ いない ☐ いる ☐ 該当なし	平 12 厚告 19 別表 11 の注 6 平 12 老企 36 第 2 の 9(4)①

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。 i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第 31 号のイに該当する者 (例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF) ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31 号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例：がん末期の急速な状態悪化) iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者 (例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避) 注) 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ～ iii) の状態であると判断される場合もありうる。 ※ 基本調査結果による判断については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。 ア 当該軽度者の担当である居宅介護支援事業者から当該軽度者の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。 イ 当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。		平 12 老企 36 第 2 の 9(4)②
6 サービス種類相互の算定関係	特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く）又は認知症対応型共同生活介護費、（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定していませんか。	☐ いない ☐ いる ☐ 該当なし	平 12 厚告 19 別表第 11 の注 7
(予防) 介護予防福祉用具貸与費の算定及び取扱い			
1 介護予防福祉用具貸与費の算定	(1) 介護予防福祉用具貸与を行った場合に、現に介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数（1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）で算定していますか。	☐ いる ☐ いない	平 18 厚労告 127 別表の 11

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
2 高齢者虐待防止措置未実施減算	(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし
	【介護予防福祉用具貸与費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準】 指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第53条の10の2に規定する基準に適合していること。	平18厚労告127別表第11の注1 平27厚労告95第121号の3の2
	※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定介護予防サービス基準第53条の10の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。 ※ 経過措置として、令和9年3月31日までの間、当該減算は適用となりません。	平18老計・老振・老老-0317001 第2の10(1) (第2の2(2)参照)
3 業務継続計画未策定減算	(3) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし
	【介護予防福祉用具貸与費における業務継続計画未策定減算の基準】 指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第53条の2の2第1項に規定する基準に適合していること。	平18厚労告127別表第11の注2 平27厚労告95第121号の3の3
	※ 業務継続計画未策定減算については、指定介護予防サービス等基準第53条の2の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。	平18老計・老振・老老-0317001 第2の10(2) (第2の2(3)参照)
4 中山間地域等住居者加算	中山間地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、福祉用具貸与費に準じて適切に算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし
5 要支援者に係る介護予防福祉用具貸与費	要支援者1又は要支援2の者（以下「軽度者」という。）に対して、使用が想定しにくい以下の介護予防福祉用具貸与の種目を貸与した場合、介護予防福祉用具貸与費を算定していませんか。	☐ いない ☐ いる ☐ 該当なし
	※ 対象外種目	平18厚労告127別表第11の注6

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。） ※ ただし、厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第 88 号において準用する第 31 号のイ）で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。 ア 原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。 イ ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当の基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防支援事業者が判断してください。 なお、この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。 ウ 上記アにかかわらず、次の i) ～ iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。 この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。 i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第八十八号において準用する第 31 号のイに該当する者 （例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF） ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 88 号において準用する第 31 号のイに該当することが確実に見込まれる者 （例：がん末期の急速な状態悪化） iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第 88 号において準用する第 31 号のイに該当すると判断できる者 （例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）	平 18 老計・老振・老老 - 0317001 第 2 の 10 (4) ①

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要	
	(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。	☐ いる ☐ いない
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。	☐ いる ☐ いない
	※ 行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。 ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている エ 業務管理体制についての研修を実施している オ 法令遵守規程を整備している カ その他（ ）	
	(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	☐ いる ☐ いない